議第54号

京都市動物園条例の一部を改正する条例の制定について 京都市動物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年5月16日提出

京都市長門川大作

京都市動物園条例の一部を改正する条例 京都市動物園条例の一部を次のように改正する。 別表第1備考以外の部分を次のように改める。

区					分	単	位	入園料(1人につき)
			般	個	人	1	口	円 500
_						1	年	2,000
				寸	体	1	口	400
中	学	校	の	生	徒	1	□	300

別表第1備考3中「入園料は」を「入園料(回数を単位とするものに限 る。)は一に改める。

附則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

提案理由

1年を単位とする入園料を新たに定める必要があるので提案する。